質疑回答書

平成２７年　２月　５日

契約番号　４２６１０００５２５
件　　名　消防救急デジタル無線整備工事

質　　疑	回　　答
１　仕様書 P2　1.7 1.7 無線装置の異メーカ間相互接続の保証 1.8 指令系システム及び無線回線制御装置等の接続保証 1.7 にて「本設備により整備した無線装置等は契約完了後であっても、異メーカ装置との接続等に当たり、技術支援等を行わなければならない。」と記載があり、また 1.8 にて「本整備により整備した無線設備は契約完了後であっても、異メーカ装置との接続及び機能の連動等に当り技術支援等を行わなければならないこととし、必要に応じ、指令系装置等の改修及びインターフェースの公開又は相互接続装置を提供すること。」と記載があります。契約完了後であり且つメーカ選定がされていない状況において、技術支援、装置提供、装置改修の費用算定が出来ない為、接続に掛かる費用については本整備の対象外とし、別契約と考えてよろしいでしょうか。	1　お見込みのとおり。

インターフェース公開についても、メーカ選定後に守秘義務契約の締結を以て、公開範囲の限定をする必要があります。 将来の設備更新に際しては最大限の技術協力を行う事とし、それに掛かる費用は別契約となる理解でよろしいでしょうか。	
２　仕様書 P2　1.8 1.８ 指令系システム及び無線回線制御装置等の接続保証 「既存指令系装置等の接続及び機能の連動等については受注者が責任を持って行うものとする。」と記載がありますが、『既存指令系装置等の接続及び機能の連動等』に際しては、既設指令台業者の技術者または、保守員の立会が必要と理解しており、それに係る費用についても受注者の負担と考えてよろしいでしょうか。	2　お見込みのとおり。
３　仕様書 P2　1.8 「指令系システム及び無線回線生後装置等の接続保証」 無線回線制御装置を既設消防指令システムに接続させる費用の算出は、既設納入業者でないと行えません。つきましては、当該積算費用について公開いただけないでしょうか。また、当該作業の遂行に関しては、既設消防指令システム納入業者より接続のための必要情	3　前段　予定価格以外の公開は出来ない。 後段　既設納入事業者と落札事業者間での協議調整を行うこと。

報が全て開示され、貴本部ご介在の下、当該無線システムとの接続に関する協議が円滑に推進されるよう、協力並びに調整いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	
4　仕様書 P4　1.12 1.12　疑義 「本仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、発注者、受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。 なお、仕様書に示されていない事項についても、これが当然必要と認められる事項については受注者の責任において処理するものとする。」と記載がありますが、仕様書の記載事項、及び仕様書に記載の無い事項について、詳細検討により弊社の想定を超え、費用・作業期間が発生する場合は別途協議させて頂く事でよろしいでしょうか。	4　仕様書のとおり。
5　仕様書 P4　1.17 1.17　研修指導研修指導 「所属職員に対して運用・操作に係る研修を実施するもの」と記載がありますが、実施方法について、合同開催・消防署毎等、ご予定がありましたらご教授ください。	5　現時点では未定です。
6　仕様書 P5　1.20（1） 1.20　保守を考慮した製品設計な	6　お見込みのとおり。

ど(1) 「技術進歩を考慮し、10年程度の製品保守(取替などを含む)に支障を生じない製品設計を採用すること。」と記載がありますが、ネットワーク機器など汎用製品については、後継機種への置き換えなどを考慮すればよいでしょうか。	
7　仕様書P5　1.20（2） 1.20　保守を考慮した製品設計など(2) 「保守連絡体制として、平日、休日、夜間等（非常時を含む）の連絡先（担当者名を含む）を取扱説明書等に記載すること。」と記載がありますが、保守連絡体制・連絡先は保守契約時に別途提案することとなります。瑕疵担保期間中の保守連絡体制・連絡先との認識でよろしいでしょうか。	7　お見込みのとおり。
8　仕様書P5　1.21 1.21　三重県共通波整備工事との調整 「本工事の実施にあたり三重県整備の共通波関係の施工状況を確認し、設置場所などの確認を行い、必要により調整を行う必要がある。」と記載がありますが、『三重	8　お見込みのとおり。

県整備の共通波関係』との調整に際して、共通波整備機器の技術者または、保守員の立会が必要となった場合、それに係る費用についても受注者の負担と考えてよろしいでしょうか。	
9　仕様書 P6　1.22 1.22　アナログ・デジタル併用運用（サイマル運用）を留意した構築 「工事完了時から２０１６年（平成２８年）５月末までデジタル無線とアナログ無線が混在する、サイマル運用（アナログ・デジタル併用運用）期間となることに留意のうえ、切り替え後のシステム障害に備え、一定期間内はアナログ無線機器の撤去は行わず、一切切り戻し可能となるよう構築すること。」と記載がありますので、撤去工事は移動局設備も含め別契約となる理解でよろしいでしょうか。	9　本仕様に撤去を含まないため、装置の取り外し及び指定場所への集積とする。
10　仕様書 P6　1.25（2） 1.25　その他(2) 「本仕様書に明記の無い事項でも、無線局の運用上、機能上当然具備しなければならない事項については、これを充足するものとする。」と記載がありますが、仕様書に記載の無い事項について、弊社の想定を超え、費用・作業期間が発生する場合は別途協議させて頂く前提でよろしいでしょうか。	10　仕様書のとおり。

11　仕様書 P6　1.25（4） 1.25　その他(4) 「本工事に伴い発生した廃材などの産業廃棄物及び屑などの廃棄物は、廃棄物の処理に関する法律などに基づき受注者の責任において適切に処理し」と記載がありますが、アナログ設備については撤去工事を実施しないので、アナログ設備の産業廃棄物処分においては請負範囲外と考えてよろしいでしょうか。	11　お見込みのとおり。
12　仕様書 P6　1.25 1.25　その他 現時点で判明している工事場所の規制・条例（設備の塗装色指定・騒音規制等）がありましたらご教授ください。	12　伊賀市ふるさと景観づくり条例（景観条例）が該当します。
13　仕様書 P7　2.2　2.2.1 2.2　環境条件 2.2.1　温湿度条件 動作保証温度・湿度（一般的な専用室及び屋外ならびに車両等に設置する場合）機器は、次の条件で異常なく動作するものであること。 ①動作保証温度：−10℃～＋５０℃ ②動作保証湿度：＋３５℃における相対湿度９５％で結露なきこと と記載がありますが、空調設備により温湿度管理された機器室等屋内設置機	13　可とする。

器（ネットワーク機器やコンピュータ機器）については、動作保証温度・湿度は以下の通りでよろしいでしょうか。 ② 作保証温度：０℃～＋４０℃ ②動作保証湿度：２０ ～ ８０％（非結露）	
14 仕様書 P7 2.2・2.2.3 「耐震」 耐震性について十分配慮したものとし、水平垂直加速度 1.1G の耐震構造を有すること、とあります。当該基準は特定メーカーの機器に対する評価基準です。弊社製作機器については自社独自の評価基準に基づき品質管理を行っており、全国の消防機関に納入実績を有し、過去耐震性に関する品質問題は発生しておりません。耐震性をはじめとする機器製作上の品質管理については、自社評価基準にて管理させて頂いても宜しいでしょうか。	14 JEITA IT-1004 を満足した仕様とすること。
15 仕様書 P11 3.3・3.3.1・表 3-3 3.3 一般機能 3.3.1 一般的機能 表 3－3 機能 「非音声通信 ショートメッセージ送信・表示機能 ○」と記載がありますが、各移動局の仕様にショートメッセージ送信・表示機能の記載があり	15 将来の指令装置更新時に、他の装置との接続を含め実現できれば可とする。

ませんので、本機能は対象外としてよろしいでしょうか。 16　仕様書 P11 　3.3　一般機能 　3.3.1　一般的機能 　表 3－3　機能 「非音声通信　データ送信・表示機能　○（注１） （注１）指令台更新時に接続可能となる機能、車載無線機のみ」と記載がありますが、AVM 端末等の外部装置と接続可能なデータ通信用インターフェースを具備し、将来外部装置でデータの送受・表示を可能とすればでよろしいでしょうか。 　また、注記に「車載無線機のみ」と記載がありますので、4.19 可搬型移動局無線装置、4.20 卓上型固定無線装置、4.22 携帯型移動局無線装置の非音声通信は対象外としてよろしいでしょうか。	 16　前段　可とする。 　後段　お見込みのとおり。
17　仕様書 P11 　3.3　一般機能 　3.3.1　一般的機能 　表 3－3　機能 　表 3－4　通信統制の内容 「音声＋非音声　同時通信 　音声通信中のショートメッセージ送信・表示機能（一斉、個別、グループ）－（本仕様書に規定しない機能）」、「セレコール通信中の音声と同時データ伝送機能　－／	17　可とする。

○」と記載がありますが、表３－３機能において、音声＋非音声の同時通信は「－（本仕様書に規定しない機能）」となっています。セレコール通信中の音声と同時データ伝送機能についても「－（本仕様書に規定しない機能）」としてよいでしょうか。	
18　仕様書 P13 3.4　その他事項 3.4.4　無線回線制御装置と指令系装置のインターフェース 「監視制御信号　回線数１　LAN」と記載がありますが、指令系装置と無線回線制御装置との間で、基地局選択や無線統制などの制御信号の送受を行うインターフェースを具備すればよいでしょうか。	18　可とする。
19　仕様書 P13 3.4　その他事項 3.4.4　表 3-7 「無線回線制御装置と指令系装置のインターフェース」 インターフェースはメーカー毎に異なりますので、共通波仕様書に準拠した形式であればよろしいでしょうか。	19　可とする
20　仕様書 P15　4.1（1）⑪ 4.1　基地局無線装置(1)⑪ 「回線にて遠隔制御装置を直結し、遠隔制御装置と移動局が通話でき	20　仕様書 P15　4.1（1）⑪の記述を以下に訂正します。 「無線回線制御装置とネットワーク器機を介して、遠隔制御装置と移動局間で通話ができること。」

ること。」と記載がありますが、基地局無線装置に直結する遠隔制御器は数量表・システム系統図に含まれておりませんので、基地局無線装置に備え付けたスピーカマイクにより移動局と直接通話できればよろしいでしょうか。	
21　仕様書 P16　4.1（2）④ 「無線回線制御装置向け LAN インターフェースは二重化された構造であること。」 インターフェースはメーカー毎に異なりますので、共通仕様書に準拠した形式であればよろしいでしょうか。また安全性を高めるため、異なる２種類のインターフェースで二重化を行うことでお認めいただけますでしょうか。	21　可とする。
22　仕様書 P22 4.7　空中線柱 「表 4-1　空中線柱の仕様　西分署・島ヶ原分署・阿山分署・大山田分署・丸山分署に新設する空中線柱はＨＫ１８相当」と記載されていますが、工事設計書上では L-560 相当と記載されていますので ご確認願います。	22　仕様書 P22　 4.7　表 4-1 の参考欄のＨＫ１８相当を以下のとおり訂正します。 L-560 相当。
23　仕様書 P23　4.8・4.8.1（5）⑤ 4.8　無線回線制御装置 4.8.1　機能(5)⑤	23　お見込みのとおり。

「発信規制機能 a)遠隔制御装置などの操作で出動指令時に発信規制信号が送出できること。 b)遠隔制御装置などの操作で通信規制信号が送出できること。 c)遠隔制御装置などの操作で強制切断信号が送出できること。 d)遠隔制御装置などの操作で発信規制、通信規制、強制切断などの解除信号が送出できること。 e)本機能はチャネル単位で設定できること f)本規制信号は指定または現在選択された基地局無線装置から送出すること。」と記載がありますが、 表3－4において、発信規制機能は「指令台更新時に接続が可能となる機能」となっています。本整備の遠隔制御装置では対応不要の理解でよろしいでしょうか。	
24　仕様書 P24　4.8・4.8.1（8） 4.8　無線回線制御装置 4.8.1　機能(8) 「無線交信内容を長時間録音できること。」と記載がありますが、無線回線制御装置とは別の長時間録音装置に音声出力できればよろしいでしょうか。	24　可とする。
25 仕様書 P24　4.8・4.8.3（3）①②③ 「指令系インターフェース①音声②データ③通信制御、(4)基地局向けインターフェース」 インターフェースはメーカー毎に異なりますので、共通仕	25　可とする。

様書に準拠した形式であればよろしいでしょうか。	
26 仕様書 P25　4.9・4.9.2(3) 「遠隔制御装置と無線回線制御装置との接続は LAN で接続できること」インターフェースはメーカー毎に異なりますので、共通仕様書に準拠した形式であればよろしいでしょうか。	26　可とする。
27 仕様書 P25　4.9・4.9.3(2) インターフェースはメーカー毎に異なりますので、共通仕様書に準拠した形式であればよろしいでしょうか。	27　可とする。
28 仕様書 P26　4.10・4.10.1(4) ③ 4.10　管理監視制御装置 4.10.1　機能(4)③ 「障害履歴は装置毎に一覧表示できること。」と記載がありますが、全装置の障害履歴を一括出力し、検索・ソートできればよろしいでしょうか。	28　可とする。
29　仕様書 P27　4.10・4.10.2(3) 4.10　管理監視制御装置 4.10.2　仕様(3) 「本体仕様 ①CPU：インテル Corei5 以上 ②ﾒﾓﾘ：4GB 以上	29　可とする。

③補助記憶装置：500GB 以上」と記載がありますが、 本体仕様は管理監視制御卓の機能を実現するのに十分な以下の仕様でもよいでしょうか。 ①CPU：インテル Corei7 ②ﾒﾓﾘ：4GB 以上 ③補助記憶装置：320GB 以上	
30 仕様書 P27　4.10・4.10.2(4) 4.10　管理監視制御装置 4.10.2　仕様(4) 「ディスプレイ ①サイズ：１７インチ以上 ②画僧解像度:1920×1080 ドット以上」と記載がありますが、 ディスプレイ仕様は管理監視制御卓の画面を視認するに十分な以下の内容でもよいでしょうか。 ①　イズ：１７インチ ②画僧解像度：１２８０×１０２４	30　可とする。
31 仕様書 P31　4.13(3)② 4.13　直流電源装置 (3)構造　② 「負荷側には、各機器供給用の直流分電盤を設けて、個別の開閉ができること。」と記載がありますが、負荷振り分け用の直流分電盤は、直流電源装置とは別構成でもよろしいでしょうか。	31　可とする。
32 仕様書 P33　4.18 「車載型意無線装置は、操作部と	32　可とする。

制御部を一体とした構造(一体型)と分離した構造(分離型)のいずれから選択設置できること。」 弊社では操作部のみ増設することで対応となりますがお認めいただけますでしょうか。	
33 仕様書 P33　4.18(1)⑥ 4.18　車載型移動局無線装置(1)⑥ 「非音声通信のデータ送信・表示機能を有すること。」と記載がありますが、AVM 端末等の外部装置と接続可能なデータ通信用インターフェースを具備し、将来外部装置でデータの送受・表示を可能とすればよろしいでしょうか。	33　可とする。
34 仕様書 P34　4.18(1)⑪~⑬ 「指令センターからの・・・・」 表記の指令センターとは、消防本部に設置する遠隔制御装置もしくは指令台との認識でよろしいでしょうか。	34　お見込みのとおり。
35 仕様書 P34　4.18(1)⑮ 4.18　車載型移動局無線装置(1)⑮ 「必要に応じて無線装置本体及び送受話器からの切替機能を有すること。」と記載がありますが、無線機本体及び無線機接続している各送受話器から送受信ができる構成であればよろしいでしょうか。	35　可とする。

36 仕様書 P34　4.18(3)② 4.18　車載型移動局無線装置(3)② 「電源電圧　DC+13.8V±10%、又はDC+27.6V±10%」と記載がありますが、装置の電源電圧範囲は以下の仕様でもよろしいでしょうか。 DC+13.8V～+27.6V	36　可とする。
37 仕様書 P35　4.19(1)⑥ 4.19　可搬型移動局無線装置(1)⑥ 「非音声通信のデータ送信・表示機能を有すること。」と記載がありますが、非音声通信は車載無線機のみ対応する機能であると 1 章に記載がありますので、本機能要件は可搬型移動局無線装置の対象外としてよろしいでしょうか。	37　可とする。
38 仕様書 P36　4.19(1)⑪~⑬ 「指令センターからの・・・・」 表記の指令センターとは、消防本部に設置する遠隔制御装置もしくは指令台との認識でよろしいでしょうか。	38　お見込みのとおり。
39 仕様書 P36　4.19(2)③ 4.19　可搬型移動局無線装置(2)③ 「バッテリの取付は、容易にできる構造であること。」と記載がありますが、本体とは別に大容量電池部（送信１、受信３の割合で４時間の運用が可能）が着脱可能な構造	39　専用工具や特殊工具等を必要とせず、容易に取替えできれば可とする。 本体とは別の大容量電池部は考えていない。

であればよろしいでしょうか	
40 仕様書 P36　4.19⑵⑥ 4.19　可搬型移動局無線装置⑵⑥ 「AC100V 充電及びシガーライタからの充電が可能であり、充電中も無線機の仕様が可能な構造であること。」と記載がありますが、シガーソケットから直接充電するオプション品がない場合には、車両にインバータを設置して充電する構成でもよろしいでしょうか。	40　可とする。
41 仕様書 P37　4.19⑶⑥ 「装置本体質量　：　6kg 程度　」弊社装置は複信モデルで約 8.5kg の重量となりますが、お認めいただけますでしょうか。	41　可とする。
42 仕様書 P37　4.19⑹⑥ 4.19　可搬型移動局無線装置⑹⑥ 「バッテリ：３式(標準容量バッテリ)」と記載がありますが、本体内蔵バッテリ１式と本体内蔵バッテリの二倍の容量がある大容量電池部１式の構成でもよろしいでしょうか。	42　本体内蔵の標準型バッテリー1 式と同規格の予備バッテリー2 式とする。
43 仕様書 P38　4.20⑴⑥ 4.20　卓上型固定無線装置⑴⑥ 「非音声通信のデータ送信・表示機能を有すること。」と記載がありますが、非音声通信は車載無線機の	43　お見込みのとおり。

み対応する機能であると 1 章に記載がありますので、本機能要件は卓上型移動局無線装置の対象外としてよろしいでしょうか。	
44 仕様書 P38　4.20⑴⑪~⑬ 「指令センターからの・・・・」 表記の指令センターとは、消防本部に設置する遠隔制御装置もしくは指令台との認識でよろしいでしょうか。	44　お見込みのとおり。
45 仕様書 P38　4.20⑵⑥ 4.20　卓上型固定無線装置⑵⑥ 「蓄電池は、蓄電池残量が容易に確認できること。」と記載がありますが、蓄電池残量については、少なくなったのを確認できることでよろしいでしょうか。	45　可とする。
46 仕様書 P40　4.21⑴⑤ 「指令系設備と連動し、指令回線途絶時には放送に対する起動信号を検出し、起動信号及び無線指令音声を出力できること。」 既設消防指令システム納入業者より接続のための必要情報が全て開示されるとの認識でよろしいでしょうか。	46　既設納入事業者と落札事業者間での協議調整を行うこと。
47 仕様書 P41　4.22⑴② 4.22　260MHz 帯携帯型移動局無線装置⑴②	47　可とする。

「個別音声通信機能を有すること」と記載がありますが、単信方式の携帯型移動局無線装置については、個別音声通信を対象外としてもよろしいでしょうか。	
48 仕様書 P41　4.22(1)⑤ 4.22　260MHz 帯携帯型移動局無線装置(1)⑤ 「非音声通信のデータ送信・表示機能を有すること。」と記載がありますが、非音声通信は車載無線機のみ対応する機能であると 1 章に記載がありますので、本機能要件は携帯型移動局無線装置の対象外としてよろしいでしょうか。	48　可とする。
49 仕様書 P41　4.22(1)⑪~⑬ 「指令センターからの・・・・」 表記の指令センターとは、消防本部に設置する遠隔制御装置もしくは指令台との認識でよろしいでしょうか。	49　お見込みのとおり。
50 仕様書 P41　4.22(1)⑫ 4.22　260MHz 帯携帯型移動局無線装置(1)⑫ 「指令センターからの強制切断信号送信時に受信機能を有すること。」と記載がありますが、単信方式の携帯型移動局無線装置については、強制切断を対象外としてもよろしいでしょうか。	50　可とする。

51 仕様書 P41　4.22(1)⑳ 「盗難対策として起動時の操作ロック機能を具備すること。」 表記の指令センターとは、消防本部に設置する遠隔制御装置もしくは指令台との認識でよろしいでしょうか。	51　仕様書 P41　4.22(1)⑳の記述を削除します。
52 仕様書 P42　4.22(4)①④ 4.22　260MHz 帯携帯型移動局無線装置(4)①④ 「送信部仕様 ①周波数安定度：±2.5ppm(1W 以下) ④スプリアス発射又は不要発射の強度 a)帯域外領域　1W 以下：25μW 以下 b)スプリアス領域　1W 以下：25μW 以下」と送信出力 1W の基準で仕様が記載されております。以下の２W 基準での仕様で読み替えてよろしいでしょうか。 (4)送信部仕様 ①周波数安定度：±1.5ppm ④スプリアス発射又は不要発射の強度 a)帯域外領域　：2.5μW 以下 b)スプリアス領域　：2.5μW 以下	52　お見込みとおり。
53　仕様書 P44　4.23(2)⑥、(6)⑤⑥(7) 4.23　400MHz 帯署活系携帯用ア	53　お見込みのとおり。

ナログ無線装置 ⑵⑥、⑹⑤⑥、⑺ 構造について「(2)⑥スピーカーマイクは水の浸入に対する保護等級７等級の防水型コネクタを装備したイヤホンを取り付けること。」、機器構成として「(6)⑤防水型ｽﾋﾟｰｶﾏｲｸ(ノイズキャンセル型)」「(6)⑥防水型ｽﾋﾟｰｶﾏｲｸ用金属製クリップ」と記載があります。また付属品についても「機器構成以外に付属するものは、以下のとおりとする。」と三項目の記載がありますが全ての仕様を満たす機器が選定出来ません。 機器承諾時に、受注者からのご提案を行いご承認の上、決定するものと考えてよろしいでしょうか。	
54　仕様書 P45　4.25 「指令系設備と無線回線制御装置の接続」 無線回線制御装置を既設消防指令システムに接続させる費用の算出は、既設納入業者でないと行えません。 つきましては、当該積算費用について公開いただけないでしょうか。また、当該作業の遂行に関しては、既設消防指令システム納入業者より接続のための必要情報が全て開示され、貴本部ご介在の下、当該無線システムとの接続に関する協議が円滑に推進されるよう、協力並びに調整いただける	54　前段　予定価格以外の公開は出来ない。 後段　既設納入事業者と落札事業者間での協議調整をお願いします。

ものと理解してよろしいでしょうか。	
55　仕様書 P49　5.5.1 5.5.1　機器設置前の確認事項 機器（鋼管柱・発電機等を含む）設置場所の、既設設備の強度検討、電源容量検討、空調容量検討等は実施済みであり、本工事においてはそれらの検討・計算作業は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	55　受注後、資料提供を行うので、確認を行うこと。
56　仕様書 P49　5.5.1 5.5.1　機器設置前の確認事項 上記質問にも関連しますが、本工事の機器設置に伴う既設設備の補強工事は発生しない、発生する場合は別契約との認識でよろしいでしょうか。	56　受注後、資料提供を行うの、確認を行うこと。
57　仕様書 P61　5.5.11(1)　付図１ 5.5.11　車載型移動無線装置の据付工事(1) 付図１　ﾃﾞｼﾞﾀﾙ無線設備ｼｽﾃﾑ構成図 「表 5-10　車載型移動局無線装置の据付」に車載の数量が記載されております。また付図１に車載型移動無線装置の数量が記載されておりますが、数量が一致しませんので、ご確認願います。	57　仕様書 P61　5.5.11(1)　「表 5-10　車載型移動局無線装置の据付」を以下のとおり訂正します。 表中の「消防車Ｅ及び消防車Ｆの行を削除」

58　仕様書 P62　5.5.13(1) 5.5.13　配線工事(1) 「ケーブルの曲率半径はケーブルの外径に８倍以上に取り、ケーブルに無理を与えないようにすること。」と記載がありますが、ケーブルの曲率半径は使用するケーブルの仕様に従うと考えてよろしいでしょうか。	58　一般的なケーブルの曲げの規程ですので従ってください。
59　整備工事図面(20) 伊賀市南消防署　１F 平面図 ５ｋＶＡの非常用発動発電機を設置する区画は、発電機が起動中に必要な吸排気設備が整備済みであり、新規に吸排気設備を整備する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	59　必要な排気管の工事を行うこと。
60 整備工事図面（65~72） 車両取付参考図 系統図内のアナログ無線機本体ですが、新設設備と表記されていますが、既設設備との認識でよろしいでしょうか。	60　お見込みのとおり。
61　工事設計書　機器費の摘要・数量 機器費の摘要・数量 工事設計書の機器費の摘要及び数量の記載で、仕様書９頁の表 3-1 機器構成一覧表と内容が異なる個所は、仕様書の一覧表に合わせる	61　仕様書の一覧表に基づくこと。

ことでよろしいでしょうか。 　例）260MHz 帯携帯型移動無線装置数量 南消防署　　工事設計書 ： 2式、 仕様書一覧表 ： 4式 島ヶ原分署　工事設計書 ： 4式、 仕様書一覧表 ： 2式 東消防署　　工事設計書 ： 2式、 仕様書一覧表 ： 4式 大山田分署　工事設計書 ： 4式、 仕様書一覧表 ： 2式	

※この回答に対する質問は受付できません。